

## HySUT FCV 新規需要創出活動助成金 交付申請にあたって

- 交付申請は、様式第1交付申請書を提出してください。
- 添付書類は、次のとおりです。
  - ①NeV に提出した交付申請書(NeV の受領印が押されたもの)の写し  
※NeV の交付決定通知書ではありませんので、ご注意ください。
  - ②新規需要創出活動計画書:NeV に提出したものと同じで可。但し、**水素販売価格は記載しないでください。**
  - ③NeV に提出した交付申請書記入用計算シートの写し
- 助成対象経費は、NeV への申請と同額です。
- 助成金申請額は、NeV の半分の金額(小数点以下切り捨て)です。  
上限額・助成率は昨年度と同じです。  
上限額: 11 百万円(運用場所 2ヶ所以上の移動式は 13 百万円)  
助成率: 助成対象経費の 3 分の 1
- 以下の点は、NeV と異なります。
  - ①HySUT では、設備がリースの場合でも、リース会社を共同申請者とする必要はありません。
  - ②交付申請書の印は、登録印でなくて構いません。また捨印不要です。
  - ③登記簿謄本、財務諸表、役員名簿等の提出は不要です。
  - ④新規需要創出活動計画書には、水素販売価格を記載しないこと。NeV に提出した計画書を使う場合は、同項目を削除してください。
- NeV の交付申請書受理日から1ヶ月以内に HySUT への交付申請を行うことといたします。

尚、助成対象期間は、NeV と同じ(NeV の交付決定日又は運用開始日～2 月末)とします。  
HySUT の交付決定日に係らず、遡って適用します。

ご不明な点があれば、下記にお問合せください。

一般社団法人水素供給利用技術協会

技術部 阿部、江口 Tel.: 03-3560-2873 Eメール:[shinki-juyo@hysut.or.jp](mailto:shinki-juyo@hysut.or.jp)